

保保発 1020 第 3 号
令和 5 年 10 月 20 日

地方厚生（支）局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
全国土木建築国民健康保険組合
関係各省共済組合等所管課（室）

御中

厚生労働省保険局保険課長
（ 公 印 省 略 ）

「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて

医療保険制度の円滑な運営に当たりましては、平素より格段のご努力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

健康保険法及び厚生年金保険法の標準報酬月額に係る事務の取扱いについては、「標準報酬月額の定時決定及び随時改定の事務取扱いに関する事例集」の一部改正について」（令和 5 年 6 月 27 日付け厚生労働省保険局保険課事務連絡）等により、健康保険の被保険者に扶養される者の収入確認については、「収入がある者についての被扶養者の認定について」（昭和 52 年 4 月 6 日付け保発第 9 号・庁保発第 9 号厚生労働省保険局長・社会保険庁医療保険部長通知）等により、それぞれ御対応いただいているところです。

その上で、これらの事務に関して、「「年収の壁・支援強化パッケージ」について」（令和 5 年 9 月 29 日付け保保発 0929 第 7 号厚生労働省保険局保険課長通知）においてご連絡させていただいたとおり、本年 9 月 27 日に全世代型社会保障構築本部において「年収の壁・支援強化パッケージ」が決定されたことを受け、

- ・社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
- ・事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

を実施することとし、その具体的な事務手続を考慮した Q & A を作成し 10 月中を目途に別途連絡することとしていたところです。

今般、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について別紙 1 のとおり、事業主の証明による被扶養者認定の円滑化について別紙 2 のとおり、それぞれ Q & A を作成し、本日付で適用することとしたので、内容について十分に御留意の上、適切に御対応いただくようお願い申し上げます。